

はほとんどみるべき反応が現われなかった。これは一見きわめて奇異な現象であるようにみえる。しかしながらロシアは資本主義的に後進国であったからこそ、その特異な矛盾の故に、最初の理解者となることができたと考えられる。この国でも資本主義の成熟とともに、『資本論』は国禁の書となったことを私どもは知っている。そして同じことがそっくりそのまま19世紀から20世紀にかけての日本でもみられた。これが第3部から学ぶことのできる教訓の一つである。

以上の諸論点を別の言葉で要約しよう。『資本論』はなぜ社会科学の古典として私どもの前に現われるのか。それは社会的人間の思想と行動を媒介する科学とはどのようなものでなければならぬかを教えているからである。ではいかにして媒介は可能であるのか。それはマルクスが主体⇔客体の論理を生産力の論理にまで具体化することができたからであると私はいいたい(この点については別の機会に私見を述べたい)。ではこのことは何によって可能となったか。それは市民社会の科学を体制の科学にまで高めることによってである。マルクスの中期はまさにこのような意味での一大発展時期であったと思われる。本書がこの発展の過程を十分満足のいくように解明してくれなかったとしても、これまで未開拓であったこの領域に新たな光をあててくれたことは、わが『資本論』研究史上なんとしても大きな功績であるといわなければならない。

【高島善哉】

塩野谷九十九

『金融政策と物価水準』

東洋経済新報社 1967.10 ix+238 ページ

本書は戦後のわが国における基本的な金融政策上の課題について理論的な考察を加えた数少ない良書の中の一つである。

著者は序文の冒頭でこう述べている。「私は昭和31年7月、大蔵大臣の諮問機関である金融制度調査会が『金融情勢の推移にかんがみ、現在の金融制度につき改善を要する事項如何』という諮問を受けて発足したとき、その臨時委員を拝命した。以来今日までまさに11年、いくつかの問題の討議に参加する光栄を得たのであるが、その間、私は、同調査会でとりあげられた問題に直接または間接に関連して、意見をまとめたり、感想をかきしるしたりする機会を得た。その多くが雑誌編集者の求め

に応じたものであったが、本書はそれらを基礎にして書かれたものである」これによって、本書の各論文がどのような背景で書かれたものであるかが理解できよう。

したがって本書は戦後のわが国の金融制度と政策の主要な課題はなんであったか、それが金融制度調査会にとりあげられたとき賛否の両論はどのような論拠によって主張されたのか、そして答申書はどのような経緯をへてまとめられたのか、というような事情についてこの上のないよい記録となっている。その上塩野谷教授はわが国ケインズ理論家の自他ともにゆるす第一人者として、これらの諸問題に対決され、ケインズの理論を今日の日本の課題に適用するにはどのような考慮が必要であるか、その苦心のあとをわれわれに披瀝されている。したがってわれわれは本書から多大の示唆を得ることができる。

本書は4編から構成されてをり、その第1編は「日本銀行法改正への基本問題」であり、まず第1章「準備預金制度の創設」は本書の序章であり、この問題は日本銀行法改正問題の序曲でもあったのである。金融制度調査会で支払準備制度採用が論議されたとき、いずれの国でも金の巨額の流入とか公債発行によって金融緩慢となった時期に支払準備制度が導入されたのであって、わが国ではなお時期尚早であるという反対論が強かった。しかしこれは公定歩合政策、公開市場操作にならぶ有力な金融調節手段であるから、制度の整備をはかるために採用しておくのがよいというのが賛成論者の主張であり、結果として、法律は制定されても、法定準備率はさしあたり0%というような形で答申がまとめられた。これによって制度としてはわが国ではじめて預金通貨の造出それ自体が規制の対象となったのである。そしてそれは政府と中央銀行との関係について根本的な検討を後の機会にゆずったという意味で中央銀行制度再検討への序曲となったのである。

第2章は「中央銀行の目標に関する理論的闘争」である。金融制度調査会が中央銀行制度の討議をはじめた時、はじめから2つの見解が対立した。1つは大蔵省を代表する下村治委員の見解、他は日本銀行を代表する松本重雄委員のそれであった。前者は中央銀行政策は経済政策一般と統一的に運営されるべきであるし、また政府は金融政策の結果について常に国民に対して責任を負うべき地位にあるという立場から、中央銀行の政府への従属性の必然を強調し、後者は中央銀行は何よりも貨幣価値の安定に貢献すべきであるという立場から中央銀行の政府からの独立性ないし中立性の必要を強調した。この2つの相対立する意見を回って委員会の見解もまた分裂した。

これに対して塩野谷教授は、通貨価値の安定が金融政策のみによって可能であるという考え方と、通貨価値の安定が経済体系の安定あるいは完全雇用の均衡を意味するという考え方は、基本的には「貨幣数量説」と「セイの法則」に基礎をおくものであって、今日では容認することはできないと、批判される。

そして「一国の経済政策はすべて一国の経済の安定と発展とを促進することを共通の目的とするものでなければならぬ」「そのことは、いっそう具体的には、通貨価値の安定を維持するという条件を満たしながら、産出高または雇用の極大化を図ることを意味する」「金融政策もそのような意味における経済政策のひとつにほかならないのであって、金融政策が他の経済政策と区別されるべき点は、共通の目的を通貨の需要および供給の調節を通じて追求するところにある。財政政策もまた同様に、通貨価値の安定を維持しながら産出高または雇用の極大化をはかることを目標とすべきものであって、財政政策が他の経済政策と分たれる点は、同じ目標を、財政支出の規模、租税の種類および税率、財政支出差額などを操作することによって追求することにある」(p. 26)「そういう見地からすれば、財政政策と金融政策とは、共通の目標の達成に関して、相互に補完的であると同時に代替的であることを知ることができる」(p. 26)それにもかかわらず、「中央銀行および金融政策はその使命達成を脅かすがごとき政治的勢力から守らなければならないという意味において、中立性を確保すべきである」と考える。中央銀行の意見決定機関は、そのような意味における中立性を保持しうるように構成されるべきである」(p. 27)とされた。

第3章、「日本銀行法改正への道」は、つづいて制度の具体的な諸問題、すなわち発券制度改革の問題、実態調査によって摘出された制度上の諸問題、法律問題について、そして最後に政府との関係については、ついにA B案併記となった答申についてのべられる。

第2編は第1編の背景であるところの理論上の問題、すなわち「金融政策の目標と通貨需給の調整」をとりあげる。第1章「金融政策の目標」第2章「通貨需給の調整」は前述の論旨をケインズ理論の線にそって、詳述したものである。第3章、通貨供給と「一般流動性」は、金融制度調査会の答申作成の直前の段階に発表された、ラドクリフ委員会報告をとりあげ、その主張点を解明し、ついでその「一般的流動性」という新しい概念をささえているセイヤーズの理論と、これに対して批判的な立場をとるニューリンの理論を検討したものである。

第3編、「金融正常化と『金融節度』の問題」は、金融制度調査会がつぎにとりあげた諸問題であった。まず第1章の「オーバー・ローンと経済成長」では「オーバー・ローンの是正に関する答申」を分析し、塩野谷教授の見解としては「高い資本の限界効率と低い利子率」に根本原因があると、主張されている。そして答申の中に都市銀行の「金融節度の欠如」を非難する論点がふくまれており、それがやがて、第2章の「安定成長のための『融資ルール』」の答申ということになったとされる。ところで、「安定成長」とは何か、これが塩野谷教授にとっての理論的課題となった。前述のような規定は静学的であってその場合における $\bar{p}O_{max}$ という状態の持続を安定成長といいうるとも考えられる。しかし、経済成長の過程は、そのなかに技術革新と産業構造の革命をふくむ動的な過程であるかぎり、本来混乱の多い Sturm und Drang の過程ではないだろうか。そこで塩野谷教授はケインズ以後の経済成長理論をふり返って steady growth or advance という概念を見出される、ハロッドの定義による現実の成長率が適正成長率および自然成長率に等しい状態は、「経済が全体としての需給均衡と完全雇用とを実現しながら、一定率で成長してゆく状態を示しているのであって」しかも「全体としての需給均衡が物価の安定を意味するものとすれば、 $\bar{p}O_{max}$ という状態の時を通じての連続をも示すことになる。しかし問題は単純ではない。」(p. 160)ハロッド、ロビンソン、カルドア等の理論によって指摘されているような不安定性がそこに存在するからである。戦後のわが国の高度経済成長も、「企業者の積極的な投資意欲が比較的寛大な銀行による通貨創造と結びつくことによって可能であったと考えていいであろう。」「とくに戦後のわが国のように余裕の少ない国際収支によって発展の上限が画されている経済の下においては、stop-and-go 政策による経済変動は不可避」(p. 166)である。下村治氏の論説を批判した論文2篇はこの問題にあてられている。

第4編「経済成長と物価水準」の第1章「公債発行と金融政策」はいわゆるドーマー的矛盾によって財政政策の転換が必要になったとし、フィスカル・ポリシーとしての公債発行、その歯止めとインフレーションを検討している。第2章「経済成長と物価水準」は成長過程における技術的進歩と物価水準の問題をとりあげ、卸売物価の安定と消費者物価の騰貴という現象の根因を明らかにしている。そして第3章「金融政策と所得政策」では、完全雇用の実現でかえって物価問題の解決が困難となった事情をのペインフレの原因をコスト・プッシュとみるか、デ

イマンド・ブルとみるかによって貨幣価値の安定のために所得政策か金融政策かのいずれかが選択されるという。

最後に基本的な視角として、一言私見をのべるならば、国際経済との関連がより重視されるべきではなかったろうか。この書物の対象となった時期は為替・貿易管理下にあったが、今日ではその自由化が進行しており、かつ国際通貨制度が不安定であるため特にその感が深い。たとえば発券制度について金・外貨準備を重視する論者があったのは、固定為替相場制をとるために、「通貨主義」に似た要請がおこったのである。管理通貨制にも変動為替相場を前提とする一国中心のそれと、IMFの基礎となったケインズ案のようなグローバルなそれとを区別して考える必要があるはずである。

【小 泉 明】

池 田 健

『国際金融協力論——戦後の国際金融協力関係の
発展と国際流動性問題の将来』

東京 錦正社 1968.1 494 ページ

本書は国際金融協力の歴史的事実を丹念に整理した力作であり、その第1編が本書の5分の4のページ数を占める「歴史的考察」となっている。すなわち、第1次大戦後のドイツ賠償問題から金本位ブロック崩壊までの両大戦間における努力とその失敗の過程の概観(1章)から、国際通貨基金や世界銀行によって示される大西洋憲章体制の成立(2章)、第2次大戦後のドル不足と米国の対外援助(3章)、欧州支払同盟(EPU)から国際経済協力機構(OECD)の成立に至る西欧の復興(4章)、そしてポンド問題の歴史的説明および英国のEEC加盟を予想する展望(5章)が行なわれる。ついで金問題の推移と国際流動性論争の概観が示され、IMFリオデジャネイロ総会における特別引出権(SDR)の成立(6章)に至るまでが包括的に論じられる。

「歴史を軽視するものは歴史によって罰せられる」という言葉があるが、本書の優れた歴史的発展の体系的整理は、歴史の重要性を教え、著者の問題意識を明確に示すものであり、国際金融史展望のための基礎的知識を提供するものとして非常に有益である。

著者は「大戦間の国際金融恐慌が主として本位恐慌の形をとって進行し、平価切下一循と共に終わったが、この最大要因の1つは金に対する各国通貨の過大評価と、これに伴う国際流動性の不足ならびに国際流動性の増加速度の甚しい低さである」と述べ、「30年代後半の国際経

済安定期における国際通貨体制は米国を除く殆んど諸国が固定平価を特に定めず、実勢に応じて騰落させつつ、これに対し為替平衡資金が適当な操作を行なう屈伸為替制を援用し、一方米国は1オンス35ドルの新平価で各国政府中央銀行に対してのみ金の売却に応ずる体制であった」と評価する。さらに30年代の末近くについては、「屈伸為替相場とはいえ上下の振動は極めて少なくなり、上下せいぜい1%程度に落ち着き固定平価本位制と実際上の差は殆んどなくなってしまった。しかし第2次大戦の勃発によりこれはつかのまのものになってしまった」と述べている。第2次大戦後に関しては「両大戦間金本位制失敗の原因である国際協調の欠如と金価格不適正の中、前者についておおいに改善された。しかし金価格不適正が再び生じたことは厳然たる事実である」としている。

著者はこうした観察に基づいて、国際金融協力の歴史が各国の相当に激しい利害関係の対立を見せるにもかかわらず、大勢として相互の協力関係を維持している、と結論する。

しかし両大戦間の混乱を決定的にした国際金問題は未解決であって、これが第2編「国際流動性問題と金為替制の将来」においてとりあげられる。そして著者の国際流動性に関する見解が示される。すなわち、新しい国際金融関係は、米欧間の力の均衡と南北間格差の拡大傾向に対応し、自由、共産両体制間の緊張緩和により妨害されないものでなければならず、この線の上に展開される窮極的国際通貨制度は、「金価格の一斉引上げを伴う多角的為替本位制」であると結論する。したがって金問題こそ国際経済の中心的課題であるとし、トリフィン案が理論的にいかに優れていても、各国の利害関係の対立や西欧大陸諸国の金選好という現実は否定し難く、国際管理通貨制度の基本的条件は全く欠け、金の追加供給をカッセルの法則に従わせる様な金価格を認めざるを得ないと主張する。屈伸為替制も平衡操作を必要とし、金需要を激増させ、やはり金価格改訂の帰結になるという。さらにはIMFの想定した正常な国際金融体制の条件も、必要国際流動性に応じた金価格改訂であると述べる。そうした点について、国際金融の歴史は各国利害の露骨な対立の局面でもあると指摘する著者が、金準備の僅少なわが国の利害に沿った問題意識をも展開されていけばより興味深かったと思われる。

なお、後進国援助の問題も概括されているが、国連貿易開発会議で論じられた国際流動性と開発金融の問題、あるいは中米決済同盟などにみられるような後進国相互間の国際金融協力についても論及することが可能であっ